

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

厚生年金関係

2 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 2 月 1 日から 13 年 10 月 1 日まで
入社以来給料は少しずつ上昇していて、申立期間の勤務状況に変化は無かったが、この時期だけ標準報酬月額が下がり、平成 13 年 10 月から元に戻っている。申立期間のみ標準報酬月額が低下するとは考えられないので、記録が間違っていると思われる。正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る標準報酬月額について、申立人の勤務したA社（現在は、B社）が加入していた、C厚生年金基金から提出された加入員適用記録とオンライン記録は一致している。

また、オンライン記録により、申立期間において当該事業所に在籍していた申立人の整理番号の前後 91 名の同僚の標準報酬月額の記録を見ると、当該期間に標準報酬月額が下がった者が、申立人を除き 51 名見受けられ、過半数の被保険者の標準報酬月額が下がっていることから、申立人が主張する「給料に変化は無かった。」という、特段の事情は認められない。

一方、申立期間のうち、平成 12 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、同年 8 月 30 日付けの随時改定により月額変更として処理されており、7 か月間遡及して訂正されていることが確認できる。

また、A社の事業を継承しているB社から提出された申立人に係る給料支給明細書（控）及び平成 12 年分所得税源泉徴収簿によると、申立期間のうち平成 12 年 2 月から同年 6 月まで、同年 8 月及び同年 9 月の厚生年金保険料控除額は、従前の標準報酬月額 59 万円に相当する金額であったことが確認できる。

しかしながら、平成 12 年 7 月分の厚生年金保険料は控除されておらず、こ

これは前述のとおり遡って月額変更を行ったことに伴い保険料の調整を行ったものであるとも考えられる上、給料支給明細書（控）及び所得税源泉徴収簿で確認できる、申立期間を通算した厚生年金保険料控除額は、標準報酬月額 56 万円とした場合の金額に近似する。

また、かかる処理について、B社は、「申立期間当時の関係資料は、提出した資料以外に無く、当時を知る職員もおらず、なぜそのような処理をしたのかは分からない。」と回答している。

加えて、申立人の、申立期間に係る給与支給総額は、いずれの月も標準報酬月額 56 万円相当であることが給料支給明細書（控）及び平成 12 年分所得税源泉徴収簿によって確認でき、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の給与支給額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 56 万円と認められ、オンライン記録と一致することから、当該期間の記録訂正を認めることはできない。

栃木厚生年金 事案 1752(事案 1171 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 6 月から平成元年 2 月まで
② 平成元年 3 月から 11 年 6 月まで

第三者委員会から記録訂正不要との通知を受け取ったが、納得できない。

今回は、特に申立期間②について正社員以外取得できないA業務責任技術者証及びB業務主任技術者証と、正社員であり保険料控除があったとする同僚による「覚書」を提出するので厚生年金保険の被保険者だったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、i) C社の元事業主及び当時の経理担当者が、申立人は、正社員ではなく、本人の希望により社会保険には加入しておらず、保険料も控除していない旨の証言をしていること、ii) 申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、当該期間において、国民健康保険に加入していることが確認できることなどの理由から、また、申立期間②については、i) D社の元事業主は、申立人は、正社員ではなく、社会保険には加入させていなかった旨の証言をしていること、ii) 当該元事業主が保管している賃金台帳のうち、唯一、申立人の氏名が確認できる平成3年9月の給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できること、iii) 申立人の雇用保険の加入記録は確認できず、当該期間において、国民健康保険に加入していることが確認できることなどの理由から、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年10月14日付け年金記録の訂正は必要でないとの通知が行われている。

しかし、申立人は、前回の審議結果に納得できないとし、再申立てを行っているが、申立期間①については厚生年金保険料控除を確認できる新たな資料の

提出や周辺事情も無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

また、申立期間②について、申立期間当時のE市F事業管理者が交付したA業務責任技術者証及び同市長交付のB業務主任技術者証を提出し、「これらの技術者証は対象者が正社員でなければ交付されないものであり、正社員であれば厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者であったことを認めてほしい。」としており、当該B業務主任技術者証の裏面には、所属工事店名としてD社の社名が記載され、当時の事業主による公認工事店の確認印が押されていることが確認できることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、E市G局では、申立期間②当時、A業務責任技術者については、「E市F工事A業務公認工事店規程第23条の規定により、責任技術者の受験資格として現に公認店又は公認組合に専属している者」とし、「専属の従業員しか受験できなかった。」としているものの、B業務主任技術者については、「E市B業務公認工事店規則第6条により、勤務先事業所の正社員であることを要件とはしていなかった。」としており、「両技術者の資格試験の受験及び更新手続に当たり、受験者等個人に係る社会保険加入の証明は必要なかった。」としている。

また、D社の元同僚二人が提出した「覚書」では、「申立人は正社員だったので、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思う。」としているところ、当該同僚から聴取しても、いずれも「申立人が、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実は確認していない。」としている。

さらに、当該事業所において給与事務を担当していたとする役員は、「申立人には報酬を万単位で支払っていた。」としていることから、厚生年金保険料等が控除されていたとは考え難い。

加えて、申立人は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書によると、申立期間②の一部を含む、平成10年9月1日から12年5月20日までについては、H社において雇用保険に加入していたことが確認できるとともに、H社における雇用保険の加入期間の一部は、I社の厚生年金保険の被保険者期間であることから、申立人は、同時期に複数の事業所に勤務していたことがうかがえる上、H社の事務担当者は、「申立人は、厚生年金保険には加入しないと言っていた。」と証言している。

そのほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。